

とみおか町民ライター規約

（目的）

第1条 本規約は、一般社団法人とみおかプラス（以下「運営者」という。）が運営するとみおかくらし情報館サイトにおける、とみおか町民ライター（以下「筆者」という。）の活動について必要な事項を定めるとともに、筆者が富岡町の魅力を多角的に発信することで、町内外の人々の関心を高め、町の魅力をよりリアルに伝えることを目的とする。

（資格）

第2条 筆者は、次の各号を満たす者とする。

- （1）富岡町の魅力を町内外に情報発信する意欲があること。
- （2）満18歳以上の個人、又は団体であること。
- （3）本規約に同意していること。
- （4）運営者が別途定める応募フォームから、必要事項を記入し、応募すること。
- （5）運営者が実施する選考を通過すること。

（役割）

第3条 筆者は、富岡町の魅力や暮らしに関する情報を、次に掲げる方法で発信する。

- （1）富岡町に居住する者又は富岡町を訪問した者の実体験に基づく視点、感想及び考察を含む記事を作成し、提出すること。
- （2）記事に掲載する写真・動画を撮影し、提出すること。

（記事の投稿）

第4条 筆者は、運営者が指定する形式により、記事、写真及び動画（以下「投稿物」という。）を作成し、提出するものとする。投稿物は、富岡町に関する事実を正確に伝えるものとし、次の各号に掲げる事項を含まないものとする。

- （1）第三者の著作権、肖像権、プライバシー権等の権利を侵害するもの
- （2）法令に違反するもの、又は違反するおそれのあるもの
- （3）公序良俗に反するもの
- （4）とみおかくらし情報館サイトの品位を傷つけるもの
- （5）事実と異なる情報、又は虚偽の情報を含むもの
- （6）誹謗中傷、わいせつな表現、差別的な表現を含むもの
- （7）政治活動、宗教活動、営利活動を目的とするもの
- （8）筆者の実体験又は考察を伴わず、AIが生成した文章をすべて使用するもの
- （9）その他、運営者が不適切と判断するもの

2 投稿物の掲載に係る審査については、別に定める「とみおか町民ライター記事審査要領」に基づき行うものとする。

3 記事の著作権は、筆者及び運営者に帰属する。ただし、筆者は、投稿物をとみおかし情報館サイトの運営及び富岡町の情報発信のために必要な範囲で、運営者が無償で利用することに同意するものとする。投稿物について編集が必要な場合、運営者は、筆者に投稿物の修正を依頼することができる。

4 運営者は、投稿物を掲載する場合、筆者の氏名又はペンネームを表示するよう努めるものとする。

5 筆者は、投稿物について第三者から権利侵害等の主張がなされた場合、運営者の指示に従い、必要な対応を行うものとする。

6 筆者は、運営者から求められた場合、投稿物の作成に係る情報の出典、取材先その他必要な情報を開示するものとする。

7 筆者は、投稿物の作成において生成 AI を利用する場合は、生成 AI を利用したこと及びその利用範囲を情報館に申告するものとする。また、生成 AI を利用して作成した投稿物についても、筆者がその内容について責任を負うものとする。

（守秘義務）

第5条 筆者は、本活動を通じて知り得た情報を、当サイトの許可無く、第三者に開示又は漏洩してはならない。

（禁止事項）

第6条 筆者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1）本活動の趣旨に反する行為
- （2）とみおかし情報館サイト、運営者又は第三者の名誉、信用を毀損する行為
- （3）とみおかし情報館サイト、運営者又は第三者の著作権、肖像権、プライバシー権などを侵害する行為
- （4）その他、運営者が不適切と判断する行為

（記事掲載の停止・削除）

第7条 筆者が本規約に違反又は運営者が不適切と判断した場合、運営者は、記事掲載を停止又は削除することができる。

（規約の変更）

第8条 運営者は、必要に応じて本規約を変更することができる。変更後の規約は、とみおかし情報館サイトに掲載された時点で効力を生ずる。

（協議解決）

第9条 本規約に関する紛争が生じた場合は、筆者及び運営者が誠意をもって協議し、解決に努める。

附則 本規約は、令和6年9月30日から施行する。

附則 本改正は、令和7年5月10日から施行する。

附則 本改正は、令和7年9月4日から施行する。

附則 本改正は、令和8年9月25日から施行する。

令和8年9月25日

一般社団法人とみおかプラス